

令和6年度 業務用コンピュータ機器賃貸借  
仕様書

令和6年1月

茨城県市町村総合事務組合

## 令和6年度 業務用コンピュータ機器賃貸借 仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、賃貸人がコンピュータ機器等を、賃借人に賃貸することについて、コンピュータ機器等の仕様、数量のほか、賃貸人が行うことを定める。

### 2 目的

平成30年度に導入した職員用パソコンの故障の増加及びMicrosoft社製オペレーティングシステム「Windows10」のサポート終了等に対応するため、職員用パソコン及びそれに付随するソフトウェア等を更新することを目的とする。

### 3 賃貸借物件

- (1) 物件名 業務用コンピュータ機器等一式
- (2) 設置場所 水戸市笠原町978番26 茨城県市町村総合事務組合 総務課
- (3) 賃貸借期間等
  - ① この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。
  - ② 契約期間は、契約日から令和11年3月31日までとする。
  - ③ 履行期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。
  - ④ 契約締結の日から令和6年3月31日までは初期設定期間とし、賃貸借料などは、令和6年4月1日から発生するものとする。
  - ⑤ 以上の期間にかかわらず、諸般の事情により納品が遅れる場合は、賃貸借料の発生時期も含め、協議の上決定する。
  - ⑥ 賃借人は、賃貸借期間中に賃借人の予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

### 4 コンピュータ機器詳細仕様

#### (1) コンピュータ機器・ソフトウェア仕様

##### ア 業務用ノートパソコン 30式

- ① メーカー
  - ・ 富士通、NEC、HP、Dell、Lenovoのいずれかとし、同機種同バージョン製品で統一すること
  - ・ ビジネスモデルのパソコンであること
- ② 筐体 ノート型
- ③ OS Windows11Pro(64bit)Windows11バージョン22H2
- ④ CPU インテルCore i5-1235Uプロセッサ(第12世代)以上
- ⑤ メモリ 16GB以上
- ⑥ ディスクドライブ 内蔵SSD256GB(暗号化機能付)以上
- ⑦ 光学ドライブ 内蔵スーパーマルチドライブユニット又は外付けUSB DVDスーパーマルチドライブ 5台
- ⑧ Webカメラ 内蔵(有効画素数約92万画素対応)

- ⑨ ネットワーク
  - ・ 有線LAN1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠
  - ・ 無線LAN内蔵、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠 Wi-Fi6E対応
  - ・ Bluetooth V5.1準拠
  - ・ LTE搭載不可
- ⑩ ディスプレイ 15.6インチFHD
- ⑪ キーボード
  - ・ テンキー付日本語キーボード（JIS配列準拠）
  - ・ テンキーは、「1」キーの下に「0」キーが配列されていること
- ⑫ ディスプレイポート
  - ・ HDMIポート×1ポート以上
- ⑬ USBポート
  - ・ USB3.2(Gen1)×3ポート以上(TYPE-A)
  - ・ USB3.2(Gen2)(DisplayPort Alternate Mode対応)×1ポート以上(TYPE-C)
- ⑭ SDメモリスロット 非搭載であること
- ⑮ セキュリティチップ TCG Ver2.0準拠搭載
- ⑯ マウス USBスクロール(光学式)
- ⑰ Officeソフト マイクロソフト社Office2021STD永続ライセンス相当
- ⑱ イメージバックアップ用ソフト
  - ・ シマンテック社製 Ghost Solution Suite Subscription又は、アクロニクス社製 Acronis Snap Deploy for PC Subscription
  - ・ 賃貸借期間中に必要な使用権等を含むこと
- ⑲ ノートパソコン保証期間 メーカー保証 5年間 翌営業日以降訪問修理
- ⑳ その他
  - ・ 廃棄時にハードディスク内データを消去できるようソフトを添付すること
  - ・ セキュリティワイヤーロック取付用の穴を備えていること
- ㉑ 環境
  - ・ 省エネ法に基づくエネルギー消費効率(2022年度基準)でAA以上を満たしていること

(2) 設計・設定・設置に関する仕様

ア 全体

- ① 3(2)に規定する場所に機器の搬入・据付・設定を実施すること。
- ② 既設環境、各サーバ環境、各クライアント環境、ネットワーク環境を確認の上、設計を実施すること。
- ③ 設計・設定にあたっては、本組合総務課と打合せの上、実施すること。
- ④ 設定作業に入る前に、設定内容及び手順書を作成し、必ず本組合総務課の承認を得ること。
- ⑤ PC側のWSUS設定に係る作業は落札業者が負担すること。

イ 業務用パソコン30台に対し以下の設定・インストール等を実施すること。

- ① Windows 11 Proの設定
- ② [スタート]ボタンの表示位置を左に移動する設定にすること。
- ③ 指定するローカルユーザーの登録

- ④ ネットワーク設定（コンピュータ名、有線LANのIPアドレス等）
- ⑤ プリンタへの印刷設定（ドライバ、ユーティリティのインストール、ダイレクト出力）
- ⑥ 複合機からのスキャン設定
- ⑦ 指定するウイルス対策ソフトのインストール
- ⑧ マイクロソフト社製Officeのインストール
- ⑨ 最新パッチの適用
- ⑩ 各ソフトウェアの動作確認
- ⑪ インターネットの動作確認
- ⑫ その他については、落札後協議することとする。

ウ パソコンの初期イメージを作成しイメージバックアップ用メディア（HDD、USBメモリ等）で納品すること。障害によりOSのリカバリが必要な場合は、USBメモリ等で起動し、リカバリができるよう設定すること。

エ 必要なイメージバックアップ用メディア、USBメモリ等の費用も含めること。

オ 今回導入する機器に指定した項目を明記したシールを貼ること。

カ 納入物品の梱包材等は納入後速やかに引き取ること。

キ 設置されている以下の機器を撤去し、指定する場所までの運搬を実施すること。

パソコン本体及びマウス・電源ケーブル等 30式

### (3) アフターサービス（保守）

ア ハードウェア保守

5年間のメーカーハードウェア修理を実施すること。メーカー訪問員による訪問修理とすること。

イ システム（運用）保守

- ① 障害受付用の専門ダイヤル（電話）を設けること。
- ② OSのリカバリが必要な場合は、リカバリを行い、システムの再設定を実施すること。
- ③ 障害等があった場合は、メーカー保守の他、保守会社が現地対応や問い合わせ等に対応すること。

## 5 賃貸借契約終了後の装置の撤去

- (1) 賃貸借契約が終了した後は、賃借人の指示により遅滞なく撤去すること。
- (2) 撤去にかかる経費は、すべて賃貸人の負担とする。
- (3) 賃貸借期間終了後、コンピュータ機器の再リースを妨げないこと。

## 6 賃貸借料と支払い方法

- (1) 賃貸人は、当該月経過後に契約書に定められた月額賃貸借料を賃借人に請求するものとする。

ただし、契約の開始、終了又は解約の効果の発生により、賃貸借期間が月の中途になるとき、若しくは賃貸人の責めに帰すべき事由により賃借人が装置を使用できなかったときは、月額賃貸借料は、その月の使用日数に基づき日割計算により算定する。

- (2) 賃借人は、前項の規定により賃貸人から請求を受けたときは、当該請求書を受領した日から30日以内に賃貸人に支払うものとする。

## 7 提出書類

(1) 競争入札参加者は、入札時に次の書類を提出すること。

ア 入札書

イ 積算内訳書（任意様式）

(2) 落札業者は、次の書類を提出すること。

ア 契約時に提出

① 契約書

② 納入品リスト

イ 契約後、納品前に提出

① 納入スケジュール

ウ 検収時に提出

① 保守体制表

② 納品物一覧表

③ 機器管理表

## 8 その他

(1) 必要な消耗品は、原則、賃貸人の負担にて用意すること。

(2) 搬入後、不必要な梱包材等は賃貸人が処分すること。

(3) その他この仕様書に定めがない事項及び不明な点は、借借人・賃貸人協議のうえ決定するものとする。